



特別規則書

開催日 2019年7月27日～28日

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）公認のもとに国際自動車連盟 FIA 国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則、およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート規則、及びその細則、2019年日本カート選手権規定、本統一規則、及び本競技会特別規則に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 開催日程、場所、及びオーガナイザー

- 1) 開催日 2019年7月27日(土)～28日(日)
- 2) 場所 神戸スポーツサーキット
〒651-2101 兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑 917
- 3) 電話番号 078-974-1414
- 4) オーガナイザー 神戸スポーツサーキット

第2条 競技会組織委員、及び審査委員会

組織委員長	長尾 貢	審査委員長	久保 智彦 (JAF 派遣)
組織委員	長尾 光子	審査委員	堀井 智幸 (JAF 派遣)
組織委員	岩佐 一安	審査委員	高島 康一 (組織委員会任命)

第3条 競技会競技役員

競技長	田中 稔	副競技長	和田 充弘
コース委員長	中西 康二	副コース委員長	進藤 孝二
計時委員長	木村 浩之	副計時委員長	北上 哲也
技術委員長	南 章一	進行長	福田 俊郎
救急委員長	安田 隆一		
事務局長	香山 勝己		

第4条 競技会事務局

オーガナイザー、開催場所に同じ

第5条 競技の種別

- 1) 種目 スプリント 最大出走台数 34 台
- 2) 区分・格式
 - 全日本カート選手権 FS125 部門 (国内格式)
 - 全日本カート選手権 FP-3 部門 (国内格式)
 - 地方カート選手権 FS125 部門 (準国内格式)
 - ジュニアカート選手権 FP*Jr 部門 (準国内格式)
 - ジュニアカート選手権 FP-JrKadets 部門 (準国内格式)

第6条 レース距離

	部門	予選	2nd	決勝
全日本カート選手権	FS-125	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	26 周 (24.96km)
全日本カート選手権	FP-3	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	26 周 (24.96km)
地方カート選手権	FS-125	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	20 周 (19.20km)
ジュニアカート選手権	FP-Jr	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	20 周 (19.20km)
ジュニアカート選手権	FP-Jr Cadets	14 周 (13.44km)	12 周 (11.5km)	18 周 (17.28km)

第2章 競技会参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

- 1) エントリーの受付期間
2019年6月9日～7月8日まで。
- 2) エントリー方法
現金書留、又は大会事務局にて受付を行う。
郵送の場合は、6月10日～7月8日までの消印有効。
- 3) エントリーに必要なもの
〔参加申込書・ドライバーライセンスのコピー・エントランドライセンスのコピー・エントリーフィー・
競技会参加に関する契約書・ピット要員登録申込書・車両申告書〕
※捺印漏れなど、不備の無いよう注意して下さい。
競技会当日は、健康自認証を必ず持参すること。

第2条 エントリーフィー、及びピット登録料

選手権	部門	参加料	登録料	含まれるもの
全日本	FS-125	46,500 円	ピットクルー 3,100 円/1 名	消費税・ドライタイヤ 1 セット
	FP-3	27,000 円		消費税
地方	FS-125	27,000 円	エントラン 1,100 円/1 名	消費税
ジュニア	FP-Jr	69,000 円		消費税・ドライタイヤ 1 セット
	FP-Jr Cadets	66,000 円	デリバリーエンジン 1 基	

※ピットクルーは、ドライバー1名に対して最大2名まで登録可能

第3条 保険

競技中において、施設内で被った障害に対しては、オーガナイザーの付保する(国内カート競技規則第11章第34条)保険の適用を行う。

※別紙A参照

第4条 エンジン再登録料・再ブリーフィング料

1) エンジン再登録料

ジュニア 27,000 円

地方・全日本 2,000 円

2) 再ブリーフィング料 10,000 円

第3章 競技に関する事項

第1条 スタート進行

- 1) フォーメーションラップ中の追越し、隊列復帰禁止区間は8コーナー手前(目印設置)～スタートラインまでとする。
- 2) ダミーグリッドからの発進(押しがけ)は1コーナーの緑のパイロンのところまでとし、エンジンの掛からないカートはピットに戻す。
- 3) フォーメーションラップ中に隊列が6コーナーのところまで来た場合は、ピットマーシャルがピットアウトを制止する。その時スタート合図がなされた場合は、ピットスタートはできない。
予選と決勝のスタート時、本コース上において、先頭車両が4コーナー通過時までにエンジンの掛からない車両はピットスタートとする。押がけ補助は、1コーナー手前のコンクリートウォール端迄とする。
- 4) フォーメーションラップ開始時、1周はウォームアップとし、特に3コーナーを通過してからは、後続のドライバーが追い付けないようなスピードで走行しないように注意して、隊列を整えるように配慮すること。また、最終コーナー立ち上がりからイエローラインまでは加速してはならない。
フォーメーションラップ中の指定区間での追越し、及び割り込み違反者は、当該ヒート失格となる。
また、隊列のペースを乱した場合、当該ヒートの結果に10秒加算となる。
- 5) フォーメーションラップ中のタイヤヒーティングは禁止される。(蛇行の禁止)

第2条 レース中の留意事項

- 1) 黄旗提示区間の徐行、追い越し禁止を厳守すること。
- 2) 青・赤旗の採用
ジュニアカート選手権の予選・決勝ヒートにおいて、周回遅れ、及び周回遅れになろうとしているドライバーに対して、青・赤旗(二重対角線で区別された旗)が示される。青・赤旗は競技長の指示によりコントロールライン上で振られ、示されたドライバーはピットインし、レースを止めなければならない。
ピットインしない場合は、失格(黒旗)の対象となる。
- 3) 復帰するための最小限の方向転換は認める。
- 4) 国内カート競技車両規則に定める必備の部品の脱落の場合、当該ヒート失格とする。
- 5) バイザー(シールド)を走行中に捨てることは禁止する。
- 6) タイヤの加工は一切禁止する。
- 7) 全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則に基づき、ドライバーの合図は必ず行うこと。
合図(手の上げ方)は必ず頭上高く上げることを義務付ける。
オフィシャルが合図不履行(頭上高く上げていない場合も含む)と判断した場合は、ペナルティの対象となる。

- 8) 黒旗の提示はコントロールライン上とする。
- 9) 競技を中断する必要があると見做された場合、すべての監視ポストで赤旗を提示する。
- 10) チェッカーフラッグを受けたカートに対しては黄旗を提示する。
ドライバーは、黄旗に従い指定場所に移動すること。
- 11) ローリングが始まってから、レースがスタートするまでの間、メカニックはピットロード、及びコース側(プラットホーム)に出てはならない。
チェッカー旗が振られたら、メカニックはコース側(プラットホーム)、及びピットから離れたパドックに戻らなければならない。又、チェッカー旗が振られた後にピットインしたカートの整備をしてはならない。
- 12) ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。
- 13) 出走前には、選手自身全ての封印を行う。
- 14) レース中リタイヤした者も、必ず車検を受けること。レース中、ドライバーがパドックに入ってはいけない。(工具等を取りに行くなど)
- 15) レース中、ピットクルーのピットロード、及びプラットホームへの立ち入りは、クレデンシャルを必要とする。
- 16) スタートライン・ゴールラインは、イエローラインから 25m先の白線とする。

第3条 ドライバーに対する留意事項

- 1) 走行中(公式練習・タイムトライアル・予選ヒート・決勝ヒート)の吸排気消音器の脱落は、次の通り取り扱う。
脱落して即座に安全な場所に移動して停止した場合、及び徐行にてピット(再車検場)に移動した場合は、当該ヒート失格とする。(公式練習除く)
脱落して走行し続けた場合は、レース失格とする。
- 2) 最終コーナー出口アウト側から、コースと平行して設置されてあるプラットホーム(コース図面指示箇所 B)については、競技中における使用禁止、及び立ち入り禁止とする。(第3章第2条(1)および(5)の場合を除く。
- 3) ストレート走行中、空気抵抗を減らす目的で顔を伏せる姿勢のドライバーがいるが、視野(目線)まで伏せることは厳禁であり、如何なる状況下であっても前方の視野を保っておくこと。
- 4) リタイヤの場合、エントラント・ドライバー署名の上、リタイヤ届を書面にて提出すること。
- 5) フォーメーションラップ中、隊列のペースを乱さないように円滑なローリングを行うこと。
- 6) 予選グリッドはタイムトライアル順とし、決勝グリッドは予選結果に基づき、または予選のグループ分けがあった場合、予選ヒートのポイントの少ない順に決定する。
- 7) ピットエリア内でのピットロード上の速度は十分減速すること。
- 8) 1セットの登録タイヤは、「技術委員長の承認のもとに、1本のみ交換」が認められているが、交換を認める場合の基準は、バースト・パンク、及び嵌合部からの空気漏れがある場合のみとし、トレッド肉厚は交換する前のタイヤと同等以下であることが条件となる。
- 9) ピットエリア、及びパドック内での火気・高熱を発生するもの(溶接機・サンダー等)は指定された作業エリアで使用すること。
- 10) パドックエリア、ウェイティンググリッド、及びオーガナイザーが指定したエリアにおける、エンジンの始動・作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に常に接地した状態でのみ認められる。

エンジンの始動は、ダミーグリッド側、及び防火水槽横の暖機エリアで行う。この場所では、リアタイヤが地面に設置していなくてもエンジンを始動しても良い。

第4条 服装に関する注意

- 1) ヘルメットの顎紐
- 2) レーシングスーツ前側上部のファスナー押え用ストラップ

第5条 点火装置に関する事項

- 1) 技術委員長は、各車両に対し、点火装置の作動確認用測定器の装着を指示する場合がある。
当該指示のあった場合は従わねばならず、本件に関する抗議は認められない。(全日本)
- 2) 技術委員長は競技会審査委員会の指示に基づき、エントラントに対し当該車両の点火装置を技術委員長の指定する同一形式の他のものに交換させる場合がある。
指示のあった場合は交換作業に従わなければならない。本件に関する抗議は認められない。(全日本・地方)

第6条 喫煙について

パドック内は全面禁煙とする。喫煙は喫煙場所にて行う。

第7条 自動計測器

オーガナイザーが用意する自動計測器取り付け指示に、参加者は従わなければならない。取り付けを拒否したドライバーの出走は認められない。

オーガナイザーが指定する時刻に自動計測器の配布を受け、公式練習までに指定された取り付け場所に装着すること。

レース後、必ず大会事務局に返却し、破損、紛失、未返却の場合は、50,000円申し受ける。

第8条 車載カメラについて

全日本/地方/ジュニアカート選手権、全クラスにおいて、車載カメラの取り付けを禁止する。

第9条 その他

- 1) 電光掲示板の表示、及びレースアナウンスはサービスの一環として表示しているものであり、暫定、又は正式発表との食い違いがあっても、全て事務局より発表される結果が優先される。
- 2) 競技進行の基準となる時刻は、公式時計に従う。公式時計はコントロールタワー2Fに設置。
スタート前の集合は場内放送にて案内する。
- 3) 天候や日没時刻によって安全を考慮し、周回数減少や時間の短縮を行う場合がある。

第4章 救急病院 (地図 別紙C)

- 1) 医 院 名 北須磨病院
- 2) 所 在 地 兵庫県神戸市須磨区東白川台 1-1-1
- 3) 電話番号 078-592-7500